

京都市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年1月15日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第21号

京都市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則

京都市社会教育委員の会議規則の一部を次のように改正する。

第2条中「応じるため」を「応じ、」に改める。

第3条第2項中「互選とし、その任期は1年とする。」を「互選により定める。」に改め、同条第4項中「、議長が」を「、議長に」に、「又は」を「、又は」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「議事を掌る。」を「及び主宰する。」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 議長及び副議長の任期は、委員の任期とする。

第4条第3項中「又は」を「、又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局生涯学習部)